

介護保険料 NEWS

災害・失業・倒産などで保険料を納めることが難しいときは、まずは窓口にご相談しよう！ ※保険料が減免される場合もあります



介護保険料は、市町村において3年ごとに策定される「介護保険事業計画」に基づき見直されます。平成24年度は、介護保険事業計画改定の年で、石狩市でも保険料の基準額（月額）が変わりました。平成21年度～23年度は4300円でしたが、平成24年度～26年度は4450円（年額5万3400円）となります。 ※介護保険の基金の取り崩しや国からの臨時交付により保険料の上昇を軽減しています

65歳以上の方へ
介護保険料の決定通知書・納入通知書を6月中旬に送付します。

●平成24年度の65歳以上の方（第1号被保険者）の介護保険料

平成21～23年度		平成24～26年度		該当になる方
段階	保険料率（年額換算）	段階	保険料率（年額換算）	
第1段階	基準額×0.50(25,800円)	第1段階	基準額×0.50(26,700円)	生活保護受給者または非課税世帯の老齢福祉年金受給者
第2段階	〃 ×0.50(25,800円)	第2段階	〃 ×0.50(26,700円)	非課税世帯で課税年金収入 + 合計所得金額が80万円以下の方
第3段階	〃 ×0.75(38,700円)	特例第3段階	〃 ×0.625(33,370円)	第3段階のうち、本人の課税年金収入 + 合計所得金額が120万円以下の方
		第3段階	〃 ×0.75(40,050円)	非課税世帯で、上記以外の方
特例第4段階	〃 ×0.91(46,950円)	特例第4段階	〃 ×0.91(48,590円)	第4段階のうち、本人の課税年金収入 + 合計所得金額が80万円以下の方
第4段階	〃 ×1.00(51,600円)	第4段階	〃 ×1.00(53,400円)	本人非課税で、課税者と同世帯の方
第5段階	〃 ×1.16(59,850円)	第5段階	〃 ×1.16(61,940円)	本人課税で、合計所得金額が125万円未満の方
第6段階	〃 ×1.25(64,500円)	第6段階	〃 ×1.25(66,750円)	本人課税で、合計所得金額が125万円以上190万円未満の方
第7段階	〃 ×1.50(77,400円)	第7段階	〃 ×1.50(80,100円)	本人課税で、合計所得金額が190万円以上350万円未満の方
第8段階	〃 ×1.75(90,300円)	第8段階	〃 ×1.75(93,450円)	本人課税で、合計所得金額が350万円以上の方

※新たに「特例第3段階」を新設し、第3段階の課税年金収入 + 合計所得金額が120万円以下の方の、保険料の軽減を図っています
 ※法律の改正で、第6段階と第7段階の基準所得額を190万円にしています

保険料の納入が滞っている場合は？

保険料を滞納している方がサービスを利用する場合は、原則として次のとおりです。

- ① 1年以上の滞納の場合
一度サービス費用の全額を支払っていただいた上で、市の窓口で、費用の9割の払い戻しを受けることとなります。
- ② 1年6カ月以上滞納の場合
滞納している保険料の額が給付される金額から差し引かれます。
- ③ 65歳からの保険料を2年以上滞納していた場合
長期滞納期間に応じた一定期間、保険から給付される額がサービスの費用の9割から7割に引き下げ（実際に払うサービス費が通常の3倍）となるほか、高額介護サービス費の支給も受けられなくなります。

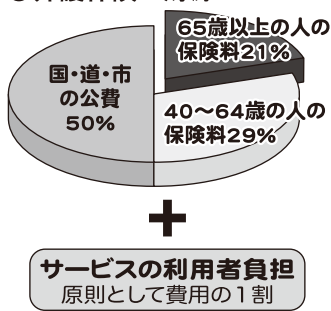
災害・失業・倒産などで、保険料を納めることが難しい場合は、法の規定により保険料が減免される場合があります。窓口でご相談ください。

石狩市独自の保険料減免措置

次の要件を全て満たす方は、第1段階保険料と同額に減免されます。申請方法・提出書類など詳しくはお問い合わせください。

- ・年間収入（遺族年金・障害年金等非課税収入を含む）が140万円未満
- ・世帯員1人増えるごとに60万円加算
- ・預貯金が200万円未満
- ・世帯員1人増えるごとに50万円加算
- ・居住用以外の活用できる資産を所有していない
- ・過去の保険料に未納がない
- ・市民税課税者に扶養されていない

●介護保険の財源



健康を守るために
ぜひご利用ください

人間ドック・脳ドック検査費用を助成します

市では、国民健康保険加入者および後期高齢者医療加入者に対し、人間ドックまたは脳ドック検査費用の助成をします。

■対象 同一年度内で助成を受けられるのは、人間ドック・脳ドックのどちらか一方です。

国民健康保険加入者	後期高齢者医療加入者
▽次の要件を全て満たす方 ①4月1日現在、40歳～74歳であること ②前年度の国保税を完納していること ③前年度に当該制度の助成を受けていないこと ④国保税の収納状況について照会されることに同意すること ⑤受診した実施医療機関等から、国民健康保険課に受診結果が通知され、結果を生活習慣病予防のための特定保健指導に活用することに同意すること	▽次の要件を全て満たす方 ①4月1日現在、石狩市民で後期高齢者医療保険に加入していること ②前年度の後期高齢者医療保険料を完納していること ③前年度に当該制度の助成を受けていないこと ④後期高齢者医療保険料の収納状況について照会されることに同意すること

■定員 申請者多数時は抽選となります。先着ではありません。

	国民健康保険	後期高齢者医療
人間ドック	200人	30人
脳ドック	600人	50人

■助成額 人間ドック・脳ドックともに自己負担金以外の費用額を助成します。なお、各ドックの自己負担額は、以下のとおりです。

	国民健康保険	後期高齢者医療
人間ドック	5,000円	3,000円
脳ドック	5,000円	3,000円

■申請方法

①窓口で申請する

市役所1階国民健康保険課・各支所市民生活課で申請してください。持ち物 印鑑、保険証

②郵送で申請する

申請書は、①の窓口、花川北・花川南・八幡コミセンに設置してあるほか、市HPからもダウンロードできます。郵送先 〒061-3292 国民健康保険課

注意

下記に該当する方は脳ドック検査を受診できません!

- 申請日現在、脳疾患で治療中、または過去1年以内(平成23年7月以降)に脳神経外科を受診している ※過去に脳疾患で治療を受けたことのある方は、申請前に医師等とご相談ください
- ペースメーカーや人工弁など、金属を体内に装着している

■受付期間 6月1日(金)～15日(金) ※必着

■結果の通知について

申請された方全員に結果通知を発送します(6月下旬)。助成対象者となった方には、受診券を同封します。

■検査内容

人間ドック	脳ドック
①問診 ②身体診察(理学的所見) ③身体測定、血圧測定、腹囲測定 ④血液生化学検査 (肝機能、血糖、血中脂質、貧血、血清アルブミン) ⑤尿検査 ⑥心電図 ⑦胸部エックス線写真 ⑧胃バリウム検査 ⑨大腸がん検査(便潜血検査) ⑩腹部超音波検査(エコー検査) ⑪腎機能検査(血清クレアチニン検査) ⑫尿酸値	①問診 ②身体診察(理学的所見) ③身体測定、血圧測定、腹囲測定 ④血液生化学検査 (肝機能、血糖、血中脂質、貧血) ⑤尿検査 ⑥心電図 ⑦MRI(脳を見るための検査) ⑧MRA(脳血管を見るための検査)

■実施医療機関等

人間ドック 石狩病院(花川北3-3) ☎74-7575

茨戸病院(花川東128-14) ☎74-3011

北海道対がん協会(札幌市東区北26東14) ☎011-748-5522

脳ドック いしかり脳神経外科クリニック(花川北6-1) ☎71-2333

石狩幸悳会病院(花川北7-2) ☎71-2855

札幌東徳洲会病院(札幌市東区北33東14) ☎011-722-1120

札幌北脳神経外科(札幌市北区新琴似6-17) ☎011-766-1212

北海道脳神経外科記念病院(札幌市西区八軒9東5) ☎011-717-2131

■受診方法 受診券発行を受けた後、実施医療機関等へ直接電話予約の上、受診してください。

■受診期間 人間ドック 7月1日(日)～平成25年2月28日(木)
脳ドック 7月1日(日)～平成25年3月31日(日)

注意

人間ドック・脳ドック・特定健康診査・後期高齢者健康診査は、検査内容に重複部分が多いため、同一年度内に重複受診はできません!